

(仮称) 浦添市新クリーンセンター施設整備・運営事業 第1回入札説明書等に関する質問への回答書 (入札参加資格に関する質問)

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3節	1								
1	入札説明書	6	第3節	1						入札に関するスケジュール	「⑥第1回入札説明書等に関する質問への回答公表【入札参加資格に関する質問】」から「⑦入札参加資格審査書類受付期限」の期間が1週間となっております。ご回答内容に基づく必要書類準備期間確保のため、⑥から⑦までの期間を2週間確保いただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
2	入札説明書	15	第3節	3	(1)	エ				入札参加資格要件	「本市と建設工事請負契約を締結する建設事業者は～3者目以降は本市企業とすること。なお、共同企業体構成員は、構成員又は協力企業のいずれでも可とする。」とのことですが、3者目以降の本市企業についても入札説明書23頁「地元雇用や地元企業の活用」の対象となり、建設JV比率のうち市内企業割合額は、入札説明書添付資料5「建設事業者における地元発注金額の算出」の対象となり、地域への貢献額として含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、入札説明書添付資料5のとおり、地元企業から地元企業以外へ発注する場合の発注金額は、地元発注金額に含まないものとします。
3	入札説明書	15	第3節	3	(1)	エ				共同企業体	入札参加者が結成する建設工事共同企業体について、お示しいただいている「様式3-7共同企業体協定書 (Excel形式)」は甲型JV を想定されているものと推察します。 本工事は清掃施設工事と建築一式工事の異工種 JV となりますので、円滑な設計・施工業務の遂行のために、甲型 (共同施工方式) ではなく乙型 (分担施工方式) の JV が適しており、甲型か乙型かの選択については入札参加者の判断ということではよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、建設工事共同企業体の形態 (甲型、乙型) の選択は、応募者の判断によるものとします。
4	入札説明書	15	第3節	3	(1)	エ				入札参加資格要件	記載の共同企業体組成として乙型 (分担施工型)、甲型 (共同施工型) のいずれも組成可能との理解でよろしいでしょうか。	No. 3を参照してください。
5	入札説明書	15	第3節	3	(1)	オ				構成員および協力企業の要件	「オ」では、構成員には、「本施設のプラントの設計・建設を行う者」を定めることができるとあり、また「カ」では協力企業は運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者を定めることができるとあります。代表企業以外のプラントの設計・建設を行う企業が、本施設の運営の主たる業務を担当する場合、構成員か協力企業かを選択できるとの理解でよろしいでしょうか。	「第3節 3(2)イ(エ)」に示すとおり、運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者は、協力企業とします (ただし、代表企業を除く。) そのため、構成員となった「本施設のプラントの設計・建設を行う者」が「運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者」になることはできません (ただし、代表企業を除く。) なお、「本施設のプラントの設計・建設を行う者」を複数者で構成することを要望する質問だと見受けられますので、入札説明書の該当箇所を修正します。 詳細については、入札説明書 (第3節 3 (2)イ(ア)) を参照してください。
6	入札説明書	15	第3節	3	(1)	ケ				入札参加資格要件	「構成員には、「本施設のプラントの設計・建設を行う者」と「本施設の建築物等の設計・建設を行う者」を定めることができるとありますが、「運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者」についても構成員と協力企業とを選択できる条件としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
7	入札説明書	15	第3節	3	(1)	ケ				入札参加資格要件	特別目的会社 (SPC) から主たる運営業務を受託した者が、運転管理業務の一部を下請けに出すことは一括再委託の禁止にあたらぬと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	16	第3節	3	(2)	ア (イ)				共通の入札参加資格要件	次のいずれかに該当する者は、構成員又は協力企業となることができない。 (イ) 本市の入札参加資格者名簿 (令和5年度及び令和6年度) に登録されていない者とありますが、入札参加資格審査書類受付期限までに追加登録することができれば、協力企業となることができますでしょうか。	令和6年度追加登録については、受付を終了していることからできません。
9	入札説明書	17	第3節	3	(2)	イ (ア)	d			監理技術者の配置	「建設業務期間において～本工事に専任で配置できること」とありますが、監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、国交省発行 (令和4年1月) の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」の「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」との記載より、本工事の準備工事開始以降と考えてよろしいでしょうか。 また、同監理技術者制度運用マニュアル記載の工程上一定の区切りと認められる時点での監理技術者の途中交代が認められているように、設計製作期間と工事期間での監理技術者の途中交代をお認めいただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、監理技術者制度運用マニュアル等に基づき、本市が妥当と判断した場合に限ります。
10	入札説明書	17	第3節	3	(2)	イ (ア)	d			監理技術者の配置	「建設業務期間において～本工事に専任で配置できること」とありますが、入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を特定することは困難なため、参加資格審査書類には記載要件の技術者を複数提出できるものと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
			第3節	3	(2)	イ	(イ)					
11	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)			本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件	要件において、複数の者で行う場合、1者は①ア～オの要件をすべて満たすことが必須で、それ以外の企業については「浦添市の入札参加資格者名簿」に登録されていることが要件との理解でよろしいでしょうか。	複数の者で行う場合、1者は「第3節 3 (2) イ (イ)a～b」の要件をすべて満たすことが必要です。それ以外の企業については、「第3節 3 (2) イ (イ)a～b」の要件を満たす必要はありませんが、「浦添市の入札参加資格者名簿」の登録を含め、「第3節 3 (2) ア 共通の入札参加資格要件」をすべて満たす必要があります。
12	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)	a		一級建築士事務所登録について	登録先自治体は不問と考えて宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)			運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	「当該業務を複数の者で行う場合は～運転管理業務を受託する者はaに示す要件、維持管理業務を受託する者はaに示す要件をそれぞれ満たすこと。」と記載があります。当該業務を複数の者で行う場合には、少なくとも1社がaおよびbを満たし、それ以外の者はaの要件を満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)	a		運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	主たる運営業務のうち「運転管理業務」または「維持管理業務」の受注実績で要件を充足すると考えてよろしいでしょうか。	協力企業A（運転管理業務を受託する者）と協力企業B（維持管理業務を受託する者）で構成される場合、協力企業Aは運営業務に係るaの要件、協力企業Bは維持管理業務に係るaの要件を満たす必要があり、さらに、協力企業Aと協力Bのどちらかがaの要件に加えてbの要件を満たす必要があります。
15	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)	a		運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	主たる運営業務を元請として受注した実績については構成員が出資した特別目的会社が元請として主たる運営業務の受注実績を有している場合は、その特別目的会社に出資している構成員の受注実績としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社が元請として主たる運営業務の受注実績を有している場合であっても、その特別目的会社に出資しているだけでは受注実績として認められません。一方で、特別目的会社から「運転管理業務」又は「維持管理業務」を一次下請けとして直接受託した場合、特別目的会社への出資の有無は問わず、受注実績として認めます。
16	入札説明書	18	第3節	3	(2)	イ	(イ)	a		運営事業者から一次下請けとして本施設の主たる運営業務を受託する者の要件	aの要件は、エネルギー回収型廃棄物処理施設施設の運転・維持管理を行う者を想定されていると推察します。マテリアルリサイクル推進施設の運転・維持管理会社が運営事業者の一次下請けとなる場合、aの要件は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式3-2									応募者の構成	下段に『※「2 本施設の～本様式に準じ適宜作成・追加すること。』とありますが、「1 本施設のプラントの設計・建設を行う者」につきましても欄が足りない場合は、（代表企業）という記載を外して欄を作成・追加してよろしいでしょうか。	「1 本施設のプラントの設計・建設を行う者」についても欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜作成・追加してください。その場合、「代表企業」の欄は削除せず、「構成員」又は「協力企業」を追加してください。なお、様式集の該当箇所を修正します。詳細は、修正する様式集（様式3-2）を参照してください。
18	様式3-4～様式3-6									入札参加要件確認書	原本/写しの指定がない資料は、どちらでの提出も可という理解でよろしいでしょうか。	原則として、原本とします。ただし、原本の提出が困難な資料（写ししか発行できない、応募者で原本を保管する必要がある等の理由による）は、写しの提出も可とします。
19	様式3-4～様式3-6									入札参加要件確認書	納税証明書（法人事業税と法人住民税）について、本社より入札・契約に関して委任された支店が本事業の契約者となる場合は、当該支店の納税証明書のみ提出すればよろしいでしょうか。	本社より入札・契約に関して委任された支店が本事業の契約者となる場合でも、本社の納税証明書を提出して下さい。
20	様式3-4～様式3-6									入札参加要件確認書	業務を2者以上で構成する場合、全ての要件を満たす1社以外は共通の参加資格要件を証明する書類のみを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、全ての要件を満たす1社以外についても、本市の入札参加資格者名簿（令和5年度及び令和6年度）を添付してください。また、該当しない要件の「応募者確認」欄に「一」を記載してください。
21	様式3-4	2	(3)							入札参加要件確認書	「受注実績を証明する契約書の写し」とありますが、契約書全てを添付するのではなく発注者・契約者・日付・金額・工期等が記載されている鑑部分の写しでよろしいでしょうか。以降の様式3-5_2_(5)、様式3-6_2_(1)につきましても同様です。	契約書の鑑で「入札参加資格要件」が確認できる場合、又は、「入札参加資格要件」が確認できる書類を追加添付する場合は、契約書の全ての写しを添付する必要はなく、契約書の鑑部分の写しで問題ありません。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
22	様式3-4	2	(4)							入札参加要件確認書	本添付書類については下記のいずれかをご提出するという理解でよろしいでしょうか。様式3-5.2.(4)につきましても同様です。 ・配置予定者の監理技術者資格者証 ・監理技術者講習修了履歴 ・本工事に専任で配置できることを保証する覚書（覚書は任意様式）等 また、本工事に専任で配置できることを保証する覚書は様式3-8の添付でよろしいでしょうか。	「配置予定者の監理技術者資格者証」、「監理技術者講習修了履歴」及び「本工事に専任で配置できることを保証する覚書（覚書は任意様式）」の全ての提出を必須とします。また、「本工事に専任で配置できることを保証する覚書（覚書は任意様式）」は、様式3-8とは別で提出してください。
23	様式3-7									建設工事共同企業体協定書	建設工事請負契約を締結する建設事業者については乙型（分担施工）共同企業体を想定しておりますが、様式では甲型（共同施工）共同企業体の協定書となっております。乙型（分担施工）共同企業体の場合においては協定書内容を変更した上で、締結をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。応募者にて、共同企業体の形態に応じ国土交通省が公表している共同企業体標準協定書に準じて適宜変更してください。
24	様式3-7									建設工事共同企業体協定書	本様式は甲型共同企業体を前提とした内容であると推察いたします。本事業において、乙型共同企業体を組成する場合は、様式3-7の内容を乙型共同企業体に沿う形に変更させていただけないでしょうか。	No. 23を参照してください。
25	様式3-7	2	第8条							建設工事共同企業体協定書	「共同企業体第8条に基づく協定書」は、契約時に工事請負契約書と沿えて提出することが一般的であり、甲型共同企業体であれば出資割合を、乙型共同企業体であれば請負金額を記載する条文と認識しています。本事業は異工種JVによる大型工事であるため、入札参加資格申請時に出資割合もしくは請負金額を決定することは困難ですので、入札参加資格時には第8条部分のみ空欄にて提出とさせていただけないでしょうか。第8条部分も記載した本様式は、入札時に入札書と同封、もしくは契約時等入札後に提出とさせていただきます。	本様式は、入札参加資格時には第8条部分のみ空欄にて提出してください。また、第8条部分を記載したページのみを入札時に入札書と同封して提出してください。開札後、入札参加資格時に提出いただいた本様式の第8条部分に入札書と同封した第8条部分が記載されている事項を手書きさせていただきます。
26	様式3-8									技術者の配置に係る誓約書	誓約書本文で「●●」となっている部分がございますが、どのような内容かご教示いただけないでしょうか。また、3 運営事業者である特別目的会社において～の条文で、「入札説明書第3節 6 ●●」とございますが、入札説明書第3節に6は存在しないと存じます。誤記でありましたら、修正いただけないでしょうか。	「●●」となっている部分は誤記のため、修正します。また、「3 運営事業者である特別目的会社において～の条文」においては、入札説明書の該当箇所を修正します。詳細は、修正する入札説明書（第6節 5 オ）及び様式集（様式3-8）を参照してください。
27	様式3-8		3							配置技術者	運営事業者である特別目的会社において、「入札説明書 第3節 6 ●●」に規定する技術者を運営開始後2年間以上配置する。とありますが、第3節 6 ●●は入札説明書の項目には該当ありませんが、誤記という理解でよろしいでしょうか。	No. 26を参照してください。
28	様式3-8		3							配置技術者	運営事業者である特別目的会社において、「入札説明書 第3節 6 ●●」に規定する技術者を運営開始後2年間以上配置する。とありますが、技術者を運営開始後2年間以上配置することは、入札説明書の要件では記載ありませんが、誤記という理解でよろしいでしょうか。	No. 26を参照してください。
29	提出書類の作成要領	1	1	(1)	①					正本および副本の作成要領	正本は袋綴じにて作成し、代表企業の割印を施すこととありますが、作業効率の観点から、副本と同様にファイル綴じをお認めいただけますでしょうか。	提出書類の作成要領に示すとおりです。「入札参加資格審査に関する提出書類」の正本は、袋綴じする必要はなく、「提出書類の作成要領 1 (1) ②」に記した副本の製本に準じてください。なお、「入札参加資格審査に関する提出書類」提出時における「本市が交付する応募者番号」の取り扱いは、No. 30を参照してください。
30	提出書類の作成要領	2	図2							表紙・背表紙イメージ	「入札参加資格審査に関する提出書類」提出時には、応募者記号がまだ割り当てられていないものと思います。「入札参加資格審査に関する提出書類」の表紙には、応募者番号の代わりに代表企業名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	提出書類の作成要領	6	2	(3)						入札参加資格審査に関する提出書類	使用印鑑については御市の入札参加資格にて届出している印鑑を使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。